

## 市内における新型コロナウイルス感染症発生時の市立小・中学校、保育所等の対応について

市内において新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合について、原則、以下のような対応をとることとする。

ただし、これらの対応については、今後の状況により変更する場合がある。

### 1 市民（高校生以上）に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合について

原則として、市立小・中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブは通常通りとする（状況により、保育所等は登園・利用自粛を要請する場合がある）。

### 2 市立小・中学校における対応について

児童生徒または教職員に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合

当該中学校区にある小・中学校、幼稚園、認定こども園（1号認定）は臨時休業とする。臨時休業期間は2週間とする。

臨時休業となる中学校区の放課後児童クラブも閉所とし、その期間は2週間とする。

特例措置として、次に該当する園児・児童に限定し、家庭での保育が困難な場合に限り園児・児童を放課後児童クラブ等で受け入れる。

- ・医療・介護職等従事家庭で保育が困難な家庭
- ・ひとり親家庭等で保育が困難な家庭

利用希望者数により、指定する施設のみで受け入れる。

市立小・中学校児童生徒または教職員が濃厚接触者となった場合

当該児童生徒を出席停止とする。

その期間は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とする。

当該教職員については、在宅勤務や職務に専念する義務の免除により出勤させないようにする。

### 3 保育所等における対応について

市立小中学校の児童生徒等で感染者が発生し、臨時休業となった場合

保育所、認定こども園は通常通り開所する。ただし、家庭内での保育が可能な場合は、登園・利用自粛を要請する。

園児・児童または職員に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合（単独施設）

当該施設を臨時休園・休所とする。

当該施設以外は登園・利用自粛を要請する。ただし、就労等により保育が必要な場合は受け入れる。

臨時休園・休所の期間は、2週間とする。

私立の施設単独の場合にも同様の対応を要請する。

園児・児童または職員が濃厚接触者となった場合

当該園児・児童は登園・利用停止とする。

その期間は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とする。

当該職員については、在宅勤務や職務に専念する義務の免除により出勤させないようにする。

#### 4 豊岡市内で重大な感染拡大が懸念される場合について

市立小・中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ全て臨時休業・休園・休所とする。

私立の保育園、認定こども園、小規模保育所、認可外保育所、放課後児童クラブに臨時休業・休所を要請する。

臨時休園・休所期間は、2週間とする。

特例措置として、次に該当する園児・児童に限定し、家庭での保育が困難な場合に限り園児・児童を受け入れる。

医療・介護職等従事家庭で保育が困難な家庭

ひとり親家庭等で保育が困難な家庭

保育場所は、利用希望のあった施設のみで受け入れる。

#### <問合せ>

小・中学校に関すること

豊岡市教育委員会こども教育課

指導係 電話 23-1452（直通）

放課後児童クラブ・保育所等に関すること

豊岡市教育委員会こども育成課

電話 29-0053（直通）